

大田区医療的ケア児・者支援関係機関会議専門部会運営要領（案）

令和 4 年 月 日
大田区福祉部長決定

1 設置

大田区医療的ケア児・者支援関係機関会議（以下「会議」という。）設置要綱第 8 条第 1 項の規定に基づき、大田区医療的ケア児・者支援関係機関会議専門部会（以下、「専門部会」という。）の運営について必要な事項を定める。

2 所掌事項

専門部会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 医療的ケア児・者の支援に関して、会議より付託された課題に関する事項。
- (2) 会議の運営上、個別具体的に検証が必要と考えられる事項。
- (3) 前各号のほか、医療的ケア児・者の支援のために必要と認められる事項。

3 委員の構成

専門部会は次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 会長が指名する委員
- (2) 会長が専門部会の運営上、必要と判断して臨時に招集する職員

4 委員の任期

委員の任期は、会議における委員の任期（委嘱の日から委嘱の日の属する年度の翌々年度まで）の間の任意の期間とする。

5 部会長

専門部会に部会長を置く。

- (1) 部会長は委員の中から会長が指名する。
- (2) 部会長は専門部会を招集し、議事を掌握するとともに、調査検討経過及び結果を会議に報告する。
- (3) 部会長は、必要があると認めた時は、会長の承認を得て、専門部会に委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

6 会議の公開

専門部会は、原則として公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、部会長は、専門部会の全部又は一部を非公開とすることができる。

- (1) 公開することにより、公正かつ中立な運営に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合
- (2) 特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがあると認められる場合
- (3) 議題に個人情報が含まれている場合
- (4) 前各号の規定に基づき会議及び議事録の全部又は一部を非公開としたものについては、専門部会に関係した者は、秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。

7 専門部会の庶務

専門部会の庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

8 委員報償費

専門部会に出席した委員に対し、予算の範囲内において報償費を支払うものとする。

9 委任

この要綱に定めるほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、福祉部長が別に定める。